

## 平成 30 年度予算編成方針について

平成 30 年度予算編成方針を次のとおり定めたので、各課(局)長においては、方針の内容を十分理解のうえ編成作業を行うよう通知する。

平成 29 年 12 月 4 日

志免町長 世 利 良 末

### 平成 30 年度 予算編成方針

平成29年10月22日に投開票が施行された第48回衆議院議員総選挙により第4次安倍内閣が発足したことは記憶に新しいところではあるが、自民党の政権公約によると、経済政策においては「生産性革命」と「人づくり革命」を断行することで力強い消費を実現し、経済の好循環を完遂するとしている。「生産性革命」の実現に向けては「I o T」、A I (人工知能)といった技術の活用を掲げ、「人づくり革命」においては、31年10月に消費税率を10%に引き上げた増収分の財源の使途変更による3歳から5歳までの幼稚園や保育園の費用の無償化、所得の低い家庭の高等教育の無償化などが掲げられている。地方財政への影響は必至であり、今後の国の動向を注視した財政措置が必要となっている。

地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化等については、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」で示された「経済・財政再生計画」において「平成 29 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされている。これは、地方団体が財政健全化に取り組みつつも社会保障や地方創生、防災対策等の重要課題を抱えている現状を踏まえたものと考えられる。平成 30 年度地方財政収支の仮試算においては、地方公共団体に交付される出口ベースの地方交付税が 0.4 兆円の減、臨時財政対策債は 0.5 兆円の増となっているが、仮試算は一定の仮定の下で機械的に積算した数字であり、経済情勢の推移、税制改革等国の予算編成過程で調整されるものであり、今後の状況に留意する必要がある。

次に、平成28年度決算における本町の各財政指標を顧みると、実質公債費比率は前年度から0.1ポイント改善しているが、この比率は3年間の平均値を用いており28年度単年で見ると27年度より悪化している。これは、地方債の元利償

還金の額の増加が影響している。将来負担比率は、地方債の現在高が減少したことにより前年度から6.7ポイント改善した。財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、対前年度比4.5ポイント増の92.8となり大幅に数値が悪化した。この要因は、公債費の大幅な増加が挙げられる。また、保育実施負担金といった扶助費の経常一般財源が増加していることも、その要因となっている。本町の財政構造は、弾力性を失い硬直化している結果となった。

平成30年度における一般財源収入の見通しについては、町税において、町たばこ税は減額の見込みとなっているものの、全体としては29年度当初予算比で大幅に増収となる見込みである。対して、国の概算要求に基づく試算では、平成29年度当初予算比で減収となる見込みとして地方交付税などがあげられているが、一般財源総額では増収になると見込んでいる。

このような中、平成30年度は、「第5次志免町総合計画（以下、「総合計画」という。）の後期基本計画の中盤を迎え、また、「志免町まち・ひと・しごと総合戦略」においても、「子育て世代に選ばれるまち」を目指し取り組んでいくうえで重要な年となる。総合計画に掲げられたまちの将来像「誰もが輝く住みよいまち～ひと・環境がやさしく結びあう しめ～」の実現を目指して、各施策の課題に積極的に取り組む必要がある。

ここで本町の財政状況を鑑みると、財政需要はますます増大する見込みであり、公債費については小中学校耐震補強・大規模改造事業に係る本格的な地方債償還が30年度も引き続き、また、社会保障関係経費や各一部事務組合への負担金も増加傾向であると推測され、一般財源総額の増収以上に歳出に要する費用は増加すると考えられる。このため、財政調整基金繰入金については29年度同様、30年度においても計上せざるを得ない予算編成になるものと覚悟する必要がある。また、31年度以降も財政需要の増加傾向は続くと言われ、財政調整基金を取り崩す予算編成は継続されるものと考えられる。貯金である財政調整基金には限度があり、経常収支の硬直化も進む中、これらがまちの将来像実現の妨げとなることのないよう留意した予算編成を行う必要がある。

「志免町中期財政計画（平成27度～平成31年度）」に掲げられる具体的取り組みを再確認し、限られた財源であることを意識した上で、効果的・効率的な事業のあり方、事業の見直しに取り組むことにより、次世代に負担を先延ばししない、持続可能な行政経営を推進していくことが、重要な課題となっている。

各課（局）長においては、事務事業評価の評価結果等を十分に活用するとともに、総合計画における町の将来像の実現、後期基本計画で掲げられる各施策の目標達成に向け、下記の事項に特に留意のうえ予算編成に臨まれない。

## 記

### 第1 予算編成の基本方針

#### 1 第5次志免町総合計画に基づいた予算編成

第5次志免町総合計画との整合を図り、計画の最終年度である平成32年度での目標値の達成を見据え、また、後期基本計画のみならず、まち・ひと・しごと総合戦略を着実に推進し、成果を重視した実効性のある取組の遂行も念頭においた予算編成に努める。

#### 2 施策別枠配分方式による予算編成の継続

平成30年度も継続して施策別枠配分方式による予算編成を行うが、28年度より開始した後期基本計画に掲げられる20施策に対して財源を配分するものとする。各施策統括課長を中心に議論を深め、配分した一般財源と事務事業に係る特定財源をもって無理、無駄のない予算編成に取り組むこと。

なお、総合計画における平成30～32年度実施計画に新規・拡充事業として採択された事務事業のうち経常的なものについては、予算額を確保した上でこれを枠配分財源に含めることとする。また、臨時的な経費（事業）については、臨時的事業採択基準における順位を高く設定し、予算額を確保する。枠配分の方法は別紙のとおりとする。

#### 3 予算配分の重点化手法及び枠配分手法

平成29年10月16日に決定した「平成30年度志免町行政経営方針」において、後期基本計画における「重点施策」及び「戦略プロジェクト」を「重点」に位置づけ、これらの経常経費は最優先に予算配分を行い、配分額決定に用いる配分調整率を他の取り組み方針に比べて1番高く設定する。臨時的経費については、採択基準の順位を他の取り組み方針に比べてより高く設定する。

#### 【重点施策】

施策5 子どもを安心して生み育てることができるまちをつくる

- ①05-1 子育てしやすい保育環境を整える
- ②05-2 子育てに関する情報提供や相談・交流できる環境をつくる
- ③05-3 地域で子育てを支援する場・機会をつくる
- ④05-4 子どもの発達に応じた支援を充実させる
- ⑤05-5 親と子の健康を維持・増進する
- ⑥05-6 出産や育児の負担を軽減する

【戦略プロジェクト】

- ①03-1 社会変化に対応した地域自治の仕組みをつくる
- ②05-1 子育てしやすい保育環境を整える
- ③05-2 子育てに関する情報提供や相談・交流できる環境をつくる
- ④09-1 地域で高齢者を見守り、支援する
- ⑤17-1 安全で便利な道路環境を整える
- ⑥20-1 町民ニーズに対応した行政サービスを提供する

次に、下記のいずれかに該当する取り組み方針は「維持」に位置づけ、「重点」に続く二番目に高い配分調整率を設定し、予算配分を行う。

- ①取り組み方針の達成状況で「成果があがっていない」と判定された取り組み方針、かつ、住民ニーズが高い（28年度町民意識調査または後期策定時意識調査の重要度10位以内）取り組み方針
- ②志免町まち・ひと・しごと総合戦略の「チャレンジ戦略」に該当し、「重点」に位置づかないもの

「重点」及び「維持」に位置づかないものは「その他」とし、一番低い配分調整率を設定し予算配分を行う。

各取り組み方針への配分額を決定した後、施策ごとにその配分額を積み上げ、その額を各施策への配分額とする。この配分額以内で各施策において調整を行い、予算を要求する。

## 第2 予算編成の基本的事項

- 1 「身の丈に合った予算編成」、「限られた財源」を念頭に置き、各事務事業について行政評価の状況を考慮し、事業の取捨選択を行うこと。継続する事業においても効率的・効果的な予算の活用に向け見直しを図ること。
- 2 国及び県の補助（負担）事業は、県との間で十分な事前協議を行うとともに、事業の必要性、効果及び経費負担等について検討を行い、事業の選択を行うこと。また、目先の補助だけに気を取られるのではなく、当該補助が打ち切りとなった場合の町財政への負担や、維持管理を含めた後年度負担にも十分留意すること。補助金の廃止、縮小などがあつた場合は、事業の廃止、縮小も併せて検討すること。

- 3 各施策に配分された予算の効果的な運用を図るべく、複数の担当課がある施策は、関係課長などで構成する「施策担当課長会議」等において、施策別枠配分内での調整等を行うこと。
- 4 一部事務組合負担金については、構成市町村の財政状況も余裕がなく厳しいものであるとの認識のもと、町と歩調を合わせた歳出構造の改革を一部事務組合に強く求め、負担額の軽減に繋げるよう努めること。
- 5 公共施設（道路・橋などインフラ施設も含む）の多くは年々老朽化が進んでいるが、厳しい財政状況により更新や維持補修にかかる経費の確保は困難な状況にある。公共施設等総合管理計画の基本的な方針を考慮し、各課においては、人口動態などを踏まえ、維持管理費の削減等に取り組むとともに、総施設保有量の最適化、施設の長寿命化など今後の施設の在り方などについても十分検討すること。
- 6 各団体等に交付する補助金等については、補助金交付規則及び交付基準等に基づき、監査結果など適切に反映させ予算化を行うこと。
- 7 住民が主体的にまちづくりに参加し、地域の課題をともに解決できるよう、住民との協働のまちづくりという観点を重視し、行政の役割分担と経費負担区分等を明確にした上で、経費全般の見直しを行うこと。
- 8 予算要求にあたっては、年度内に執行が必要となる事業量を検討の上、流用・予備費充当を行わず、多額の不用額が発生しないように留意すること。また、積算根拠、方法、価格の妥当性などを十分に精査すること。

### 第3 特別会計、公営企業会計

国民健康保険特別会計においては、平成30年度から本格的になる国保改革により、国民健康保険の財政運営が県へと拡大する新制度が導入されることとなるが、今までどおり一般会計からの繰出金に頼ることのない健全な運営の維持に努めること。また、その他の特別会計、公営企業会計についても、受益者負担の適正化を図り安易に一般会計からの繰出金・補助金に頼ることなく、特別会計設置の本来の趣旨に則り、事業の一層の効率化及び健全経営の確保に努めること。特に、公営企業会計は、企業性格を十分に発揮して経営のより一層の合理化を図るとともに、独立採算制の確保に努め、事業の目的達成に努めること。

別紙

施策別枠配分予算編成について

第1 一般財源見込額

枠外経費、臨時的経費及び経常経費に配分する一般財源を下記のとおりとする。なお、現時点での町税や地方交付税等の見込額と、枠外経費見込額や基礎財源増減見込額の調査結果などを踏まえ、財政調整基金より220,000千円を繰り入れすることとしている。ただし、地方財政計画の確定等で一般財源見込額が増加する場合には、財政調整基金繰入額を減額調整することとし、逆に一般財源見込額が減少する場合には、臨時的経費の配分額の変更などにより調整を行う。

(単位：千円)

| 区 分       | 金 額       | 備 考        |
|-----------|-----------|------------|
| 町 税       | 5,300,873 |            |
| 地方譲与税     | 90,001    |            |
| 各交付金等     | 838,000   |            |
| 地方交付税等    | 2,371,000 | 臨時財政対策債を含む |
| 繰越金その他    | 337,000   |            |
| 財政調整基金繰入金 | 220,000   |            |
| 合 計       | 9,156,874 |            |

## 第2 経費区分

下記の経費区分により一般財源を配分する。施策別に配分するものは、経常経費とし、施策統括課長が施策内の関係課の調整を行うこと。

枠外経費の確定で金額に差異が生じた場合は、臨時的経費の配分額変更などにより調整を行う。

また、枠外経費の最終調整枠については、枠配分により廃止・減額した事業の調整等に使用するものである。

(単位：千円)

| 区 分   | 予算編成方法及び経費の内容   | 一般財源配分額   |
|-------|---|-----------|
| 枠外経費  | <p>各施策に一般財源を配分せず予算編成を行う。</p> <p>① 公債費<br/>② 一部事務組合負担金<br/>③ 特別会計繰出金<br/>④ 職員人件費・議員等報酬<br/>⑤ 基金積立金<br/>⑥ 町税過誤納金還付金<br/>⑦ 債務負担行為にかかる経費<br/>⑧ 長期継続契約にかかる経費<br/>⑨ 国の制度にかかる義務的経費<br/>⑩ 法的に発生する費用<br/>⑪ 最終調整枠<br/>⑫ 予備費</p> | 6,089,225 |
| 臨時的経費 | <p>各施策に一般財源を配分せず予算編成を行う。</p> <p>緊急度及び施策の方向性などにより採択を行う。</p> <p>① 普通建設事業<br/>② 30年度のみ実施事業（経費）</p>   | 300,000   |
| 経常経費  | <p>各施策に配分する一般財源と各課（局）で積算する特定財源により、主体的・自律的に予算編成を行う。</p>  | 2,767,649 |
| 合 計   |   | 9,156,874 |

### 第3 経常経費の施策別一般財源配分額

経常経費の施策別一般財源配分額は、下記のとおりとする。

(単位：千円)

| 政策名               | 施策名                             | 一般財源配分額   |
|-------------------|---------------------------------|-----------|
| 人と地域が<br>にぎわうまち   | 01 お互いが認め合い、尊重するまちをつくる          | 13,040    |
|                   | 02 町民が学びあい、高めあうまちをつくる           | 198,250   |
|                   | 03 町民が活発に交流し、自主的に活動するまちをつくる     | 71,481    |
|                   | 04 住み続けたいと思える、魅力と活力あるまちをつくる     | 29,394    |
| 未来の担い手と<br>共に育つまち | 05 子どもを安心して生み育てることができるまちをつくる    | 674,847   |
|                   | 06 子どもが生き活きと学び、生きる力を育むまちをつくる    | 308,011   |
|                   | 07 子どもの権利を守り、安全で健やかに成長できるまちをつくる | 17,030    |
| 人にやさしく<br>健やかなまち  | 08 町民が健康を保ち向上するまちをつくる           | 26,314    |
|                   | 09 高齢者が地域で安心して暮らすことができるまちをつくる   | 145,009   |
|                   | 10 障がいのある人が安心して暮らすことができるまちをつくる  | 338,578   |
|                   | 11 適正な社会保障等ができるまちをつくる           | 4,064     |
| 自然にやさしい<br>エコのまち  | 12 自然環境を維持し、保全するまちをつくる          | 1,743     |
|                   | 13 ごみの減量と資源再利用を進め環境にやさしいまちをつくる  | 324,896   |
| 安全で快適に<br>暮らせるまち  | 14 事故・犯罪を防ぐまちをつくる               | 17,889    |
|                   | 15 災害に強いまちをつくる                  | 55,476    |
|                   | 16 清潔で美しいまちをつくる                 | 27,781    |
|                   | 17 暮らしを支える生活基盤が整ったまちをつくる        | 284,440   |
| 住民と行政が<br>共に創るまち  | 18 町民と行政がともに課題解決に取り組むまちをつくる     | 3,362     |
|                   | 19 将来にわたって持続可能なまちをつくる           | 111,542   |
|                   | 20 質の高い行政サービスを提供するまちをつくる        | 93,927    |
| その他               | 99 施策に結びつかない事務事業                | 20,575    |
| 合 計               |                                 | 2,767,649 |

### 第4 特別会計及び公営企業会計

特別会計及び公営企業会計は、施策別枠配分予算編成は行わない。



## 第5 編成日程

予算編成日程は下記のとおりとする。なお、状況により変更が生じることがあるので、柔軟な対応がとれるよう余裕をもった編成作業を行うこと。

予算査定及び町長レクチャー等の日程は別途通知を行う。

| 日 程                | 内 容                         |          |         |
|--------------------|-----------------------------|----------|---------|
|                    | 一般会計                        | 特別会計     | 公営企業会計  |
| 12月4日              | 予算編成方針決定                    |          |         |
| 12月22日まで           | システム入力                      |          |         |
|                    | 予算要求書、変動調書及び<br>臨時的経費確認書等提出 | 予算要求書等提出 | 参考資料等提出 |
| 12月25日から<br>1月4日まで | 財政係にて要求取りまとめ                |          | 予算査定    |
| 1月5日から             | 町長レクチャー                     | 予算査定     |         |
| 1月27日まで            | 一般財源確定                      |          |         |
|                    | 臨時的経費採択<br>枠外経費決定           |          |         |
| 1月29日から<br>1月31日まで | 町長による最終調整                   |          |         |